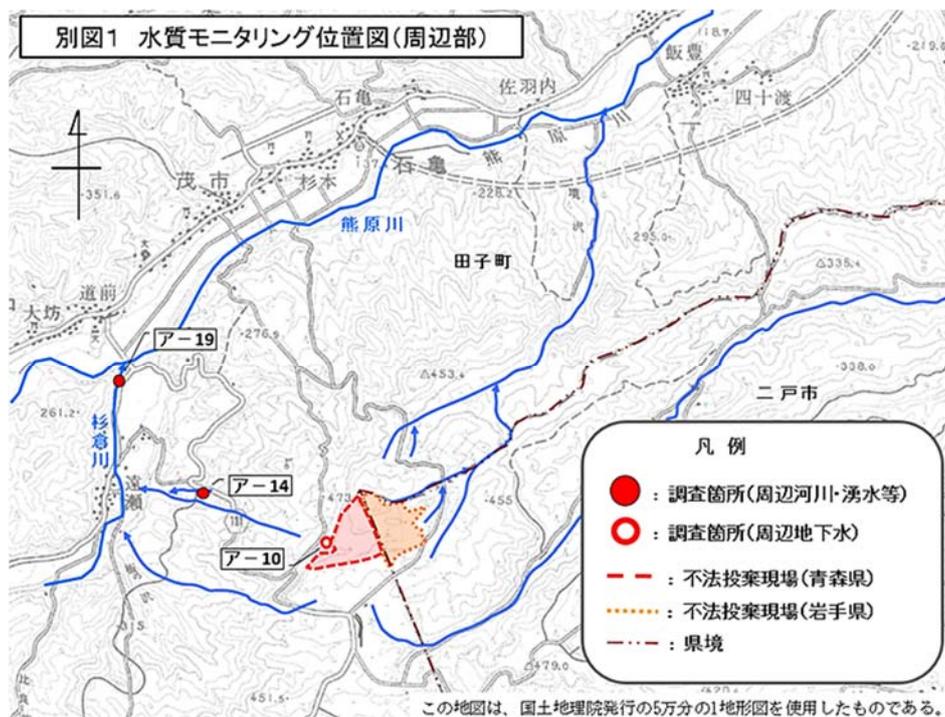


県境不法投棄事案に係る水質モニタリングにおける 周辺環境での1,4-ジオキサン濃度の基準超過について

1 概要

青森・岩手県境に不法投棄された廃棄物による周辺環境への影響を把握するため県が実施している水質モニタリングにおいて、ア-10（周辺地下水：中央谷下流斜面）の1,4-ジオキサン濃度が平成29年12月に初めて環境基準値(0.05 mg/L)を超過して検出され、その後、平成30年3月、5月及び8月にも超過して検出されました。

周辺環境への影響有無の確認を目的として、ア-10に加えてア-14（湧水：旧遠瀬水源）についても水質調査回数を毎月1回とする監視強化をしてきたところであり、その結果、周辺環境への影響は確認されていないものです。

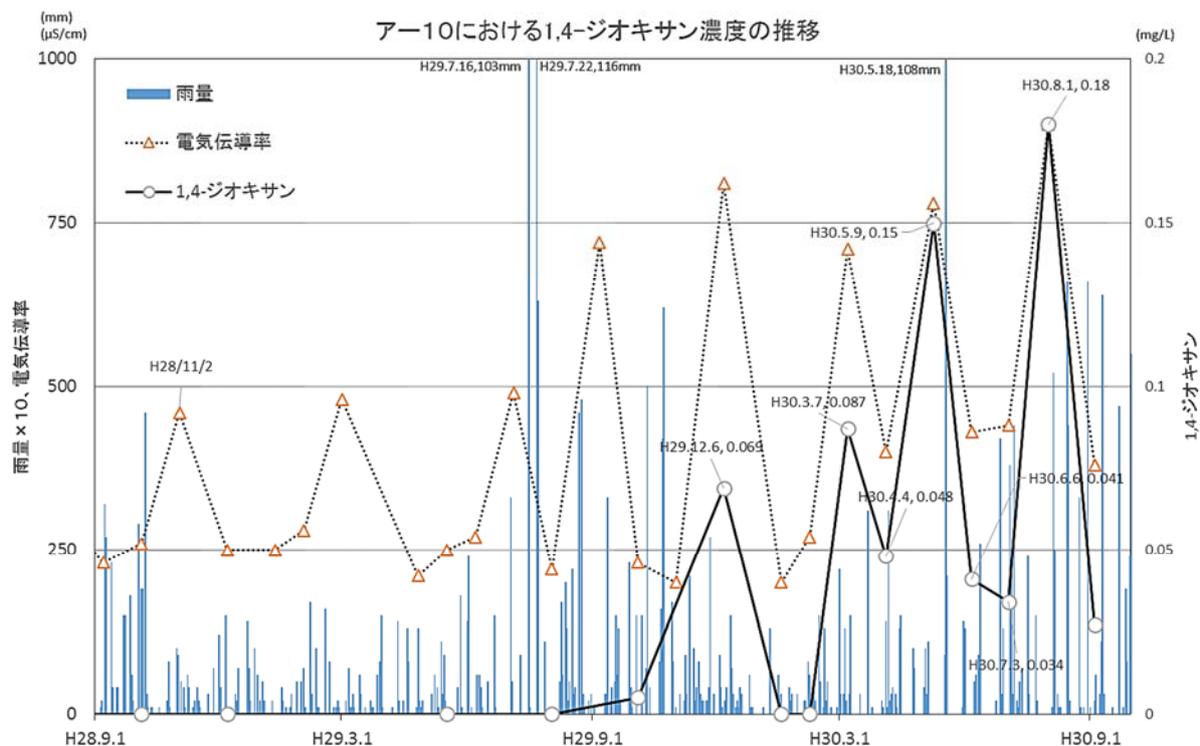


【ア-10, 14, 19における1,4-ジオキサンのモニタリング結果の推移】

(単位:mg/L)

	H29/12/6	H30/1/17	H30/2/7	H30/3/7	H30/4/4	H30/5/9	H30/6/6	H30/7/3	H30/8/1	H29.12以前の 最大値
ア-10	0.069	<0.005	<0.005	0.087	0.048	0.15	0.041	0.034	0.18	0.007 (H24.8)
ア-14	0.007	0.007	0.007	0.010	0.006	0.006	0.005	0.007	0.007	0.011 (H22.10)
ア-19	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	-	<0.005	-	-	<0.005	<0.005

※ア-19：杉倉川下流



2 周辺環境への影響

これまでに実施したアー14（湧水：旧遠瀬水源）の水質調査結果において1,4-ジオキサン濃度は環境基準値以下となっており、周辺環境への影響はありません。

3 今後の対応について

平成30年7月11日に設置した自記記録式の水位計及び電気伝導率計等により、水位、電気伝導率と1,4-ジオキサン濃度について、引き続きデータを蓄積していきます。

※電気伝導率：電気の通しやすさを表す指標となる値で、イオン性の不純物が多いほど上昇し、1,4-ジオキサン濃度変化と電気伝導率の変化には相関があると推測されるもの